

○近江八幡市コミュニティセンター条例

平成22年3月21日

条例第36号

改正 平成23年12月19日条例第39号

平成25年3月25日条例第14号

平成25年12月25日条例第46号

平成26年7月22日条例第26号

(設置)

第1条 協働のまちづくりを促進し、特色ある地域社会の形成に資するとともに、市民のコミュニティ活動及び防災活動の拠点として、近江八幡市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(平25条例46・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
近江八幡市八幡コミュニティセンター	近江八幡市宇津呂町73番地1
近江八幡市島コミュニティセンター	近江八幡市島町1671番地1
近江八幡市沖島コミュニティセンター	近江八幡市沖島町268番地1
近江八幡市岡山コミュニティセンター	近江八幡市加茂町1524番地2
近江八幡市金田コミュニティセンター	近江八幡市金剛寺町375番地
近江八幡市桐原コミュニティセンター	近江八幡市中小森町1178番地
近江八幡市馬淵コミュニティセンター	近江八幡市馬淵町3145番地

—	
近江八幡市北里コミュニティセンタ —	近江八幡市江頭町 9 7 3 番地
近江八幡市武佐コミュニティセンタ —	近江八幡市友定町 3 0 5 番地
近江八幡市安土コミュニティセンタ —	近江八幡市安土町下豊浦 4 6 6 0 番地
近江八幡市老蘇コミュニティセンタ —	近江八幡市安土町東老蘇 1 1 3 6 番地 1

(平 2 3 条例 3 9 ・ 平 2 5 条例 1 4 ・ 平 2 5 条例 4 6 ・ 平 2 6 条例 2 6 ・ 一  
部改正)

(使用)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業等の使用に供するものとする。

- (1) 市民と行政とが協働のまちづくりを促進するための事業
- (2) 住みよい特色ある地域社会の形成に資するための事業
- (3) 市民の防災意識の高揚を図るための事業
- (4) 市民が自主的に交流し、相互の連携を図り、コミュニティ活動の促進並びに災害時の情報収集の迅速化及び円滑化を図るための事業
- (5) 災害時における現地本部又は避難所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業等

(平 2 5 条例 4 6 ・ 一部改正)

(休館日)

第 4 条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日。ただし、「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後（月曜日を除く。）その日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項に定める休館日に開館し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(使用時間)

第5条 センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項に定める使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があるとき、同項に規定する使用時間を臨時に変更することができる。

(使用の許可等)

第6条 センターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を審査し、相当と認めるときは、規則で定めるところにより、申請者に使用を許可するものとする。
- 3 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の使用許可に条件を付すことができる。
- 4 市長は、入館者又は申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を制限し、又は第2項の許可を与えないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 危険物を使用するもので、災害発生のおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力又は不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 入場料の徴収及び物品の販売又はこれに類する行為を行うおそれがあると認められるとき。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (6) その他施設等の管理に支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又

は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。

- (1) センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が前条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) センターを災害時における現地本部又は避難所に使用するとき若しくは使用する見込みがあるとき。
- (5) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 使用者が前項第1号から第3号までのいずれかに該当し、同項の処分を受けた場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長はその補償の責めを負わない。

（平25条例46・一部改正）

（使用料等）

第8条 市長は、施設の使用を許可する場合において、別表に定める使用料を徴収するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の使用料を規則で定める基準により減免することができる。

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責任によらない理由により、使用することができなかつたとき。
- (2) 市長が、公益上やむを得ない理由により、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。
- (3) 使用者が、使用を開始する日の30日前までに使用の取消し又は変更を求める申出をし、市長がこれを許可したとき。
- (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、センターの使用を終了したときは、使用後直ちに原状に回復しなければならない。第7条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を中止された場合も同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第12条 使用者は、センターの使用中に建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができないときは、市長の定めるところにより原状回復に必要な費用を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市コミュニティセンター条例(平成21年近江八幡市条例第39号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成23年条例第39号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(近江八幡市使用料条例の一部改正)

2 近江八幡市使用料条例（平成22年近江八幡市条例第82号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（近江八幡市公民館条例の一部改正）

3 近江八幡市公民館条例（平成22年近江八幡市条例第115号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（近江八幡市使用料条例等の一部を改正する条例の一部改正）

4 近江八幡市使用料条例等の一部を改正する条例（平成24年近江八幡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成25年条例第46号）

この条例中第1条の規定は平成25年12月25日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年条例第26号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

別表（第8条関係）

（平25条例46・全改、平26条例26・一部改正）

名称	区分		金額
近江八幡市八幡コミュニティセンター	多目的室（A）	午前9時～正午	1,030円
		正午～午後5時	1,330円
		午後5時～午後10時	1,640円
	多目的室（B）	午前9時～正午	1,030円
		正午～午後5時	1,330円
		午後5時～午後10時	1,640円
	大会議室	午前9時～正午	1,030円
		正午～午後5時	1,330円

		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 6 4 0 円
小会議室 (A)		午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
小会議室 (B)		午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
和室 (A)		午前 9 時～正午	3 0 0 円
		正午～午後 5 時	4 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	5 1 0 円
和室 (B)		午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
料理室		午前 9 時～正午	6 1 0 円
		正午～午後 5 時	8 2 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
近江八幡市島 コミュニテイ センター	和室 (A)	午前 9 時～正午	3 0 0 円
		正午～午後 5 時	4 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	5 1 0 円
	和室 (B)	午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
	和室 (C)	午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
	小会議室 (A)	午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円

		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
小会議室 (B)		午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
調理室		午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
中会議室 (A)		午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
中会議室 (B)		午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
大会議室		午前 9 時～正午	6 1 0 円
		正午～午後 5 時	8 2 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
近江八幡市沖 島コミュニテ ィセンター	大会議室	午前 9 時～正午	6 1 0 円
		正午～午後 5 時	8 2 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
	小会議室	午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
	和室 1	午前 9 時～正午	3 0 0 円
		正午～午後 5 時	4 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	5 1 0 円
	和室 2	午前 9 時～正午	3 0 0 円
		正午～午後 5 時	4 1 0 円

		午後 5 時～午後 1 0 時	5 1 0 円	
	調理室	午前 9 時～正午	4 1 0 円	
		正午～午後 5 時	5 1 0 円	
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円	
近江八幡市岡 山コミュニテ ィセンター	大和室	午前 9 時～正午	6 1 0 円	
		正午～午後 5 時	8 2 0 円	
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円	
	小和室	午前 9 時～正午	5 1 0 円	
		正午～午後 5 時	6 1 0 円	
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円	
	トレーニング室	午前 9 時～正午	1, 0 3 0 円	
		正午～午後 5 時	1, 3 3 0 円	
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 6 4 0 円	
	後継者室	午前 9 時～正午	4 1 0 円	
		正午～午後 5 時	5 1 0 円	
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円	
	会議室	午前 9 時～正午	4 1 0 円	
		正午～午後 5 時	5 1 0 円	
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円	
	料理室	午前 9 時～正午	5 1 0 円	
		正午～午後 5 時	6 1 0 円	
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円	
	近江八幡市金 田コミュニテ ィセンター	和室 (A)	午前 9 時～正午	5 1 0 円
			正午～午後 5 時	6 1 0 円
			午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
和室 (B)		午前 9 時～正午	5 1 0 円	
		正午～午後 5 時	6 1 0 円	

		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
調理室		午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
大会議室		午前 9 時～正午	1, 0 3 0 円
		正午～午後 5 時	1, 3 3 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 6 4 0 円
中会議室		午前 9 時～正午	6 1 0 円
		正午～午後 5 時	8 2 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
小会議室 (A)		午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
小会議室 (B)		午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
小会議室 (C)		午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
応接・相談室		午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
多目的ホール		午前 9 時～正午	1, 4 4 0 円
		正午～午後 5 時	1, 8 5 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	2, 3 6 0 円
近江八幡市桐原コミュニテ	小和室	午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円

イセンター		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
	大和室	午前 9 時～正午	6 1 0 円
		正午～午後 5 時	8 2 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
	調理室	午前 9 時～正午	6 1 0 円
		正午～午後 5 時	8 2 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
	大会議室	午前 9 時～正午	1, 4 4 0 円
		正午～午後 5 時	1, 8 5 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	2, 3 6 0 円
	中会議室	午前 9 時～正午	6 1 0 円
		正午～午後 5 時	8 2 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
	その他の会議室	午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円
午後 5 時～午後 1 0 時		8 2 0 円	
近江八幡市馬 淵コミュニテ ィセンター	研修室 (A)	午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
	研修室 (B)	午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
	会議室 1	午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
	会議室 2	午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円

		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
研修室 1		午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
研修室 2		午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
研修室 3		午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
調理室		午前 9 時～正午	6 1 0 円
		正午～午後 5 時	8 2 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
近江八幡市北 里コミュニテ ィセンター	会議室 (A)	午前 9 時～正午	6 1 0 円
		正午～午後 5 時	8 2 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
	会議室 (B)	午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
	健康相談室兼老人憩室	午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
	トレーニング室	午前 9 時～正午	1, 0 3 0 円
		正午～午後 5 時	1, 3 3 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 6 4 0 円
	図書室	午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円

		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円	
	料理研修室	午前 9 時～正午	6 1 0 円	
		正午～午後 5 時	8 2 0 円	
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円	
近江八幡市武 佐コミュニティ センター	大和室	午前 9 時～正午	6 1 0 円	
		正午～午後 5 時	8 2 0 円	
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円	
	小和室	午前 9 時～正午	3 0 0 円	
		正午～午後 5 時	4 1 0 円	
		午後 5 時～午後 1 0 時	5 1 0 円	
	調理室	午前 9 時～正午	6 1 0 円	
		正午～午後 5 時	8 2 0 円	
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円	
	大会議室	午前 9 時～正午	1, 0 3 0 円	
		正午～午後 5 時	1, 3 3 0 円	
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 6 4 0 円	
	小会議室	午前 9 時～正午	4 1 0 円	
		正午～午後 5 時	5 1 0 円	
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円	
	近江八幡市安 土コミュニティ センター	和室 (A)	午前 9 時～正午	4 1 0 円
			正午～午後 5 時	5 1 0 円
			午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
和室 (B)		午前 9 時～正午	4 1 0 円	
		正午～午後 5 時	5 1 0 円	
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円	
調理講習室		午前 9 時～正午	6 1 0 円	
		正午～午後 5 時	8 2 0 円	

	午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
多目的室	午前 9 時～正午	4 1 0 円
	正午～午後 5 時	5 1 0 円
	午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
相談室	午前 9 時～正午	4 1 0 円
	正午～午後 5 時	5 1 0 円
	午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
会議室 1	午前 9 時～正午	6 1 0 円
	正午～午後 5 時	8 2 0 円
	午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
会議室 2	午前 9 時～正午	4 1 0 円
	正午～午後 5 時	5 1 0 円
	午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
会議室 3	午前 9 時～正午	5 1 0 円
	正午～午後 5 時	6 1 0 円
	午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
2 階研修室 1	午前 9 時～正午	4 1 0 円
	正午～午後 5 時	5 1 0 円
	午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
2 階研修室 2	午前 9 時～正午	3 0 0 円
	正午～午後 5 時	4 1 0 円
	午後 5 時～午後 1 0 時	5 1 0 円
2 階研修室 3	午前 9 時～正午	4 1 0 円
	正午～午後 5 時	5 1 0 円
	午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
工芸室	午前 9 時～正午	6 1 0 円
	正午～午後 5 時	8 2 0 円

		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
視聴覚室		午前 9 時～正午	6 1 0 円
		正午～午後 5 時	8 2 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
3 階研修室 1		午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
3 階研修室 2		午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
3 階研修室 3		午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円
大ホール		午前 9 時～正午	3, 0 9 0 円
		正午～午後 5 時	4, 1 2 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	5, 1 5 0 円
近江八幡市老 蘇コミュニテ ィセンター	和室 (A)	午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
	和室 (B)	午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
	調理室	午前 9 時～正午	6 1 0 円
		正午～午後 5 時	8 2 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
	多目的ホール (A)	午前 9 時～正午	1, 0 3 0 円
		正午～午後 5 時	1, 3 3 0 円

		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 6 4 0 円
多目的ホール (B)		午前 9 時～正午	6 1 0 円
		正午～午後 5 時	8 2 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	1, 0 3 0 円
会議室 (A)		午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
会議室 (B)		午前 9 時～正午	4 1 0 円
		正午～午後 5 時	5 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	6 1 0 円
研修室		午前 9 時～正午	5 1 0 円
		正午～午後 5 時	6 1 0 円
		午後 5 時～午後 1 0 時	8 2 0 円

#### 備考

- 1 使用料を使用時間の区分により定めるもののうち、現に定める時間の区分に満たない場合の使用については当該区分の使用料の全額を徴収し、2以上の区分にわたる場合の使用については当該2以上の区分の使用料を合計した額を徴収する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める特別料金を加算して徴収する。この場合において、10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
  - (1) 冷暖房使用の場合 使用料の30パーセント
  - (2) 市外在住者の使用の場合 使用料の100パーセント
  - (3) 調理室等に備え付けのガスコンロ又は電磁調理器を使用の場合 1台につき200円
- 3 使用料が10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。